

日本遺産ストーリーロゴマーク使用に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本遺産ストーリーロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において本ロゴマークとは、日本遺産いざ鎌倉協議会（以下「協議会」という。）が定めた基本デザインのことをいう。

(使用許可)

第3条 以下のものは、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報及び理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができる。

- (1) 協議会の構成団体
- (2) 国又は神奈川県等の公的団体
- (3) 学校等教育機関
- (4) 構成文化財の所有者又は管理者並びに認定ストーリーの域内の団体、企業、個人
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- (6) その他、協議会が認めるもの

(使用の申請)

第4条 本ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、日本遺産ロゴマーク使用届出書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、協議会に提出しなければならない。なお、本ロゴマークに合わせて、文化庁指定の日本遺産ロゴマークの使用を希望する場合には、同時に申請できるものとする。

(使用の許可等)

第5条 協議会は、前条に規定する届出があったときは、その内容を審査し、日本遺産ロゴマーク使用届出受理通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用方法)

第6条 本ロゴマークは、協議会が定める「日本遺産ストーリーロゴマーク使用マニュアル」に従い、使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を禁じる。

- (1) 特定の個人、政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当な利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) 本ロゴマーク及び日本遺産に関する事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他協議会が不適切と判断する場合

(使用上の遵守事項)

第7条 本ロゴマークの使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用すること
- (2) 本ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用者は、この要綱に基づく使用の許可により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標登録及び意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (5) 本ロゴマークを使用した物品等について、その成果品等を協議会に提出すること。

(責任の制限)

第8条 協議会は、使用者が本ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。